

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令等について
(呼吸用保護具)

令和 3 年 4 月
経済産業省
鉱山・火薬類監理官付
石炭保安室

1. 改正の背景

鉱山における粉じん等の処理については、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 5 条において、「鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講ずること」とし、その内容は経済産業省令で定めることとしている。

今般、一般法である労働安全衛生法の「粉じん障害防止規則」が改正（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省令第 128 号）され、トンネル内での掘削作業における粉じん規制が強化されたことを踏まえ、経済産業省においても有識者からなる研究会を設置し、労働安全衛生法において適用除外とされる鉱山の粉じん規制のあり方について検討を行い「鉱山における粉じん対策研究会報告書」（令和 2 年 12 月 4 日公表）をとりまとめたところ。

同報告書では、鉱山においても労働安全衛生法令の粉じん規制強化の内容について、鉱山の実情等を踏まえて採り入れるべき等の提言がなされたことから、鉱山保安法施行規則（平成 16 年経済産業省令第 96 号）及び鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）（平成 16・11・19 原院第 1 号）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 鉱山保安法施行規則改正

鉱山労働者に着用させる呼吸用保護具（規則第 10 条第 2 号）について、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものとする改正を行う。

(2) 鉱業権者が講ずべき措置事例の改正

- 上記(1)で改正される規則第 10 条第 2 号の呼吸用保護具について、
- ① 「作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの」とは、常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、粉じん濃度を粉じんの管理濃度で除した「要求防護係数」を上回る指定防

護係数を有する呼吸用保護具とすることを規定する。

なお、規則第10条第2号口の電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の機能を有する呼吸用保護具として鉱業権者が講ずべき措置事例に示されているエアラインマスクについても同様に規定する。

- ② 防じんマスクの顔面への密着性の確認の実施することおよび密着性の確認方法は厚生労働省労働基準局長通知を参照すべきことを規定する。